

令和8年第8回奥州市農業委員会総会

議 事 録

(令和8年8月25日)

奥 州 市 農 業 委 員 会

令和 8 年第 8 回奥州市農業委員会総会議事録

令和 8 年 8 月 25 日 (火)

午前 9 時 30 分

奥州市役所 講堂

第 1 会期の決定

第 2 議事録署名委員の指名

第 3 諸般の報告

第 4 議事

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について

報告第 3 号 地域農業経営基強化促進計画（地域計画）の変更案に係る意見について

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 4 号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

出席委員（22名）、欠席委員（2名）

1 鈴木 洋一	2 八重樫 章	3 浅野 輝夫
4 松戸 正雄	5 千葉 英宏	6 鈴木 喜一
7 福田 貴徳	8 千葉 房志	9 佐々木 生子（欠席）
10 阿部 成明	11 菅原 利宏	12 小原 松光
13 植松 郁男（欠席）	14 千葉 孝治	15 高橋 浩幸
16 紺野 弘行	17 菊地 隆文	18 三浦 正幸
19 高橋 義典	20 小澤 靖	21 岩渕 壽子
22 家子 洋子	23 星 洋子	24 伊藤 周治

事務局職員

事務局長	千田 淳
事務局長補佐	佐々木 治彦
総務係	係長 佐藤 康平
	主任 千田 裕海絵
農地係	係長 佐藤 茂樹
	主事 佐々木 翔琉
	主事 柏木 望

議長 ただいまより、令和8年第8回奥州市農業委員会総会を開会いたします。
欠席の届出委員は、13番、植松郁男委員です。
出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。
なお、農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定に基づき、那須川祐吉
推進委員、菊地照夫推進委員、大内俊二推進委員、高橋光雄推進委員に出席を求
めております。

議長 委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立の上発言するようお
願いします。

議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議
ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定されました。

議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、当職よ
り指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、10番、阿部成明委員、11番、菅原利宏委員の
2人を指名いたします。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。
事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長 それでは 主要会務を報告し、諸般の報告といたします。1ページをご覧ください。
期間は令和8年7月17日から8月16日までとなっております。

7月17日、令和8年第1回奥州市農林審議会が開催され、伊藤会長が出席し
ております。

また、同日、市長と農業委員会との懇親会を開催し、委員さん方22名のご参
加をいただきました。

7月25日、令和8年度第7回奥州市農業委員会総会を開催し、農地法第3条
の3の規定による届出について、ほか7件についてご審議いただきました。

8月4日、令和8年第5回奥州市農業委員会運営委員会を開催し、行政不服審

査法に基づく裁決について協議を行いました。

以上ご報告申し上げます。

議 長 以上、諸般の報告が終わりましたので、質問に入ります。

質問がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議 長 日程第4、議事に入ります。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 議案書2ページをご覧ください。

今月の報告件数は、相続による所有権の取得41件となります。

委員会へのあっせん希望は番号18、番号19、番号21、番号23の4件です。

番号18、番号21について愛宕地区担当の委員に、番号19、番号23について米里地区担当の委員に情報提供をさせていただく予定です。農業公社の農地コーディネーターにも情報提供予定です。

市外の方への相続となるのが、番号3、番号10、番号21、番号26、番号35、番号37の6件です。

以上、ご報告します。

議 長 報告第1号について報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたらご発言願います。

(「議長」の声あり) 22番、家子委員。

22番委員 22番、家子です。確認です。これらの土地は、地区外の方々が相続しているが、許可を要すると思いますが、これは誰かが耕作することがわかっているものなのでしょうか。

議 長 (「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 只今の質問に回答いたします。農地法は権利の移動に対しての規制となりますが、相続の場合は、前の方の権利その他を継承する形となりますので、農地法の規制の対象とはなりません。相続して届出は出ていますが、現地等を把握されていない方が多いと思いますので、この後、農業委員会に相談にくることとなるのではないかと考えております。

22 番委員 ありがとうございます。

議 長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質問なしと認め、報告第 1 号を終結いたします。

議 長 報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして報告の説明をいたさせます。

（「議長」の声あり）佐々木主事。

主 事 議案書 11 ページをご覧ください。

今月の報告件数は、12 件です。

解約の理由は、農地中間管理機構に係る解約 10 件、売り渡すための解約 1 件、中間管理機構に貸し付けるための解約 1 件となっております。

以上、ご報告します。

議 長 報告第 2 号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

（「なし」の声あり）

議 長 質問なしと認め、報告第 2 号を終結いたします。

議 長 報告第 3 号、地域農業経営基盤促進計画の変更案に係る意見についてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

（「議長」の声あり）佐々木事務局長補佐

局長補佐 議案書 14 ページとなります。

奥州市長より、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更案に係る意見を求められました。異議がない旨回答したので、奥州市農業委員会規則第 3 条第 2 項の規定により報告するものです。

なお、当該計画の変更案につきましては、令和 8 年第 7 回奥州市農業委員会総会議案第 5 号でもって審議し決定した内容と同一の内容であることから、会長が専決処分を行い、当該計画の変更案に異議がないものとして意見書を提出した、という経過でございます。

以上ご報告いたします。

議 長 報告第 3 号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問が

ありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第3号を終結いたします。

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 議案書18ページをご覧ください。

今月の案件は、所有権の移転15件、賃貸借権の設定が5件、使用貸借権の設定が6件の計26件です。

番号1は、借受地取得のため、贈与を受けるものです。

番号2は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は物納で、玄米270kgです。

番号3は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は物納で、玄米558.3kgです。

番号4は、規模拡大のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額20万1487円です。

番号5は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額3万3860円です。

番号6は、隣接地取得のため、総額23万1200円で売買ものです。

番号7は、労力不足のため、総額64万3600円で売買するものです。

番号8は、労力不足のため、総額62万8200円で売買するものです。

番号9は、労力不足のため、金額1万8000円で売買するものです。

番号10は、規模拡大のため、総額5万円で売買するものです。

管理機を所有しており、タマネギを作付け予定です。

番号11は、新規就農のため、金額2万円で売買するものです。管理機を所有しており、自家用野菜を作付け予定です。

番号12は、規模拡大のため、総額80万円で売買するものです。

番号13は、規模拡大のため、総額70万円で売買するものです。

番号14は、親から子へ生前一括贈与するものです。

番号15は、農業廃止のため、総額7万2600円で売買するものです。

番号16は、隣接地取得のため、総額10万円で売買するものです。

番号17は、隣接地取得のため、金額7万7800円で売買するものです。

番号 18 は、使用貸借契約により農地を借り受け農業を営むものです。

番号 24 は、隣接地取得のため、金額 5 万円で売買するものです。

番号 25 は、規模拡大のため、金額 1 万 2270 円で売買するものです。

番号 26 は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額 18 万 3700 円です。

以上、26 件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術及び通作距離などについて問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしくお願いします。

議長 議案第 1 号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり) 17 番、菊地委員。

17 番委員 17 番、菊地です。21 ページの番号 16 及び 17 について、隣接地取得とありましたが、経営地と総面積がゼロとなっています。これについてご説明願います。

議長 (「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 ご質問にお答えします。番号 16 及び 17 についてですが、隣接地取得という表現でありました。これは、分室での受付時に聞き取りをしたものでございます。隣接地の宅地を取得するにあたって、農地も併せて購入するというものになっています。実際のところ、経営地はないものですので、新規就農に近いものとなっています。受付時の運営計画や耕作についても問題はありませんでした。

農地係長 補足をします。隣接地取得ではなく、新規就農で取得と訂正させていただきます。

議長 よろしいでしょうか。

17 番委員 はい。

議長 ほかにありませんか。(「議長」の声あり) 5 番、千葉委員。

5 番委員 5 番、千葉でございます。

23 ページの番号 26 なのですが、未相続の土地を契約する場合、相続人の半分以上の承諾が必要など何かルールのようなものはあるのでしょうか。

議長 (「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 質問にお答えします。農地法 3 条において、所有者が亡くなっていて、法定相続人による申請において、賃貸借契約及び使用貸借契約を結ぶ際は法定相続人に当たる方全員の承認が必要になります。ただし、法定相続人による申請が可能なのは貸借契約のみで、所有権移転はできません。

5 番委員 相続人全員ということでしょうか。

主 事 基本的には長期の契約を結ぶ際には全員が必要です。5年未満の短期の契約であれば、過半を超える法定相続人の申し出があれば、契約ができるものです。

5 番委員 ありがとうございました。

議 長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり許可と決定されました。

議 長 議案第2号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 議案書は24ページからとなります。

今回、意見を求められている案件は、賃借権の設定が12件、使用貸借による権利の設定54件と、農地売買等事業に係る案件4件の合計70件となります。

番号1から番号66までは、農地中間管理機構が貸付人から賃借権の設定などを受けると同時に、借受人に対して同じ賃借権の設定などを行う計画案となっています。

番号67から番号70は、農地売買等事業に係る案件で、農地中間管理機構が譲渡人である所有者から申請地を買入れると同時に、譲受人への売渡しを行う計画案となっています。

農地の所有者、農地所在地番につきまして、事前に確認を行っております。また、賃借権の設定等を受ける者がすべての農用地を効率的に利用し耕作の事業等を行うことを、法人については、農地所有適格法人であることを、確認しております。

ご審議よろしく願いいたします。

議 長 議案第2号について、提案説明が終わりましたが、本議案につきましては、議席番号16番、紺野弘行委員が番号68及び番号69に関連がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、番号68及び番号69を除き、質疑

に入ります。質疑がありましたが、ご発言願います。

(「議長」の声あり。) 22 番、家子委員。

22 番委員 18 番から 22 番なのですが、自作経営地が 0 となっています。大丈夫なのでしょうか。

議 長 (「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 只今のご質問にお答えいたします。こちらの法人ですが、平成 15 年に設立されています。これまでは農作業受委託の形でやってきたのですが、今回、農地中間管理機構を通じて、貸借の契約をするということになりました。事前に調査した結果、農地所有適格法人であったことを確認しております。

22 番委員 ありがとうございます。頑張ってもらいたいと思います。

議 長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採択いたします。

本案については、番号 68 及び番号 69 を除き、計画案に異議なしと決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は、番号 68 及び番号 69 を除き、計画案に異議なしと決定されました。

議 長 次に、番号 68 及び番号 69 に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についてを審議いたします。当案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、16 番委員の退席をお願いします。

(10 時 00 分退席)

議 長 番号 68 及び番号 69 の質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

「なし」の声あり。

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

「なし」の声あり。

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案の番号 68 及び番号 69 については、計画案に異議なしと決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号の番号68及び番号69については、計画案に異議なしと決定されました。

16番委員の退席を解除します。

(10時01分 着席)

議長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 柏木主事。

主事 議案書38ページとお手元の補足説明資料をご覧ください。今月の案件は7件です。

番号1は、売買により宅地分譲11区画を整備するもので、事業実測面積は2,817.44㎡です。

番号2は、売買により宅地分譲2区画を整備するもので、非農地を含む総事業面積は668.90㎡です。

番号3及び番号4は関連案件です。売買により宅地分譲2区画を整備するもので、総事業面積は512㎡です。

番号5は、売買により自己住宅を整備するものです。

番号6は、賃貸借によりコンビニエンスストア店舗用地を整備するもので、非農地を含む総事業実測面積は1,987.74㎡です。

番号7は、売買により自家用駐車場5台分及び来客用駐車場1台分を整備するものです。

いずれも補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。

続きまして、現地確認報告をいたします。

番号1から番号5を8月10日に小原松光委員、那須川祐吉推進委員と、番号6を8月7日に菊地隆文委員、菊地照夫推進委員と、番号7を8月7日に紺野弘行委員、大内俊二推進委員と、いずれの日も事務局同行のうえ現地確認を行いました。

番号1は、農地として適正に管理されておりました。

番号2から番号5は、草刈り等の維持管理はされているものと確認いたしました。

番号6は、農地として利用されておらず、保全管理がされていない状況でした

が、転用許可後は今回の転用事業計画に基づき、コンビニエンスストア店舗用地として利用される予定であるため、問題がないことを確認いたしました。

番号7は、農地として適正に管理されておりました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 議案第3号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議 長 議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 柏木主事。

主 事 議案書40ページをご覧ください。今月の案件は、5件です。

番号1は、平成5年頃までに居宅を整備して以来、宅地として利用しています。

番号2は、平成18年に携帯基地局を整備して以来、雑種地として利用されています。

番号3は、昭和51年に庭と倉庫を、平成15年に車庫と進入路を整備して以来、宅地として利用しています。

番号4は、昭和60年頃に進入路を整備して以来、公衆用道路として利用しています。

番号5は、昭和57年頃に農機具格納庫等を整備して以来、宅地として利用しています。

続きまして、現地確認報告をいたします。

番号1から番号2を8月10日に小原松光委員、那須川祐吉推進委員と、番号3を8月7日に菊地隆文委員、菊地照夫推進委員と、番号4を8月7日に紺野弘行委員、大内俊二推進委員と、番号5を8月10日に佐々木生子委員、高橋光雄推進委員と、いずれも事務局同行のうえ現地確認を行いました。

現地は全て証明願のと通りの現状で、農地以外の用途で利用され、20年以上が経過しており、かつ農地に復旧は困難であることを、それぞれ確認いたしました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 議案第4号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、証明願のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、証明願のとおり決定されました。

議 長 以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 皆さん、ご起立願います。

議 長 ご苦労様でした。

(閉会 10時08分)